

山口県特定地域づくり事業協同組合認定事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、山口県知事（以下「知事」という。）が行う特定地域づくり事業協同組合の認定に関し、法及び地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年総務省令第11号。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(認定の申請)

第2条 法第3条第1項の認定を受けようとする事業協同組合は、様式第1号による認定申請書に別表で定める書類を添えて、知事に提出するものとする。

(認定)

第3条 知事は、前条の規定による申請の内容が、別に定める基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを認定するものとする。

2 知事は、前条の認定をしようとするときは、様式第4号により、同条の認定の申請をした事業協同組合の地区をその区域に含む市町の長の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の認定をしたときは、別記様式1による特定地域づくり事業協同組合認定証を交付する。

4 法第7条第1項の規定によって付する条件の通知は、別記様式2によるものとする。

(変更の認定)

第4条 法第5条第1項の変更の認定を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、様式第1号による変更の認定申請書に別表で定める書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(変更の届出)

第5条 法第5条第5項の変更の届出を行う特定地域づくり事業協同組合は、様式第7号による変更届出書に別表で定める書類を添えて、知事に提出するものとする。

(有効期間の更新)

第6条 法第6条第2項の有効期間の更新を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、様式第1号による更新申請書に別表で定める書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 第3条の規定は、前項の認定の有効期間の更新について準用する。

(廃止の届出)

第7条 法第8条の事業廃止の届出を行う特定地域づくり事業協同組合は、様式第8号による廃止届出書を知事に提出するものとする。

(事業計画書・事業報告書等)

第8条 法第11条第1項の規定により、特定地域づくり事業協同組合が毎事業年度作成し、知事に提出することとされている事業計画の様式は様式第2号によるものとし、収支予算の様式は様式第3号によるものとする。

2 法第11条第2項の規定により、特定地域づくり事業協同組合が毎事業年度終了後作成し、知事に提出することとされている事業報告書の様式は様式第5号によるものとし、収支決算書の様式は様式第6号によるものとする。

(身分証明書)

第9条 法第12条第2項に規定する証明書は、別記様式3によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。